	（万ha）
天然生林	
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

注１：森林面積は、10万ha単位で四捨五入している。
２：目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、平成27年を基準として算出している。
３：平成27年の値は、平成27年４月１日の数値である。

3　林産物の供給及び利用に関する目標

⑴　目標の意義

森林から生産される木材が適切に利用されることは、伐採・植栽・保育等の森林施業のサイクルを円滑に循環させ、林業の持続的かつ健全な発展及び環境負荷の少ない社会の形成に資するものである。

このため、この基本計画において、林業・木材産業等の関係者が行う木材の生産・加工・流通等の事業活動や一般消費者を含めた需要者の木材利用の指針として、木材供給量及び用途別の利用量の目標や、需要動向の見通しを明らかにすることとする。

⑵　目標の定め方

供給の目標については、期待する機能の発揮に向けた森林の整備及び保全が行われた場合に供給される木材の量を示し、利用の目標については、今後の需要動向を見通した上で、各般の課題に向けた取組が適切に進められた場合に実現可能な用途別の木材利用量を示すこととする。

具体的には、木材需要が経済動向等に大きく左右されるものであることを踏まえ、５年後、10年後における用途別の総需要量の見通しを明らかにしつつ、木材供給量及びその用途別の利用量を目標として示すこととする。

⑶　林産物の供給及び利用に関する目標

平成32年、平成37年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第１に掲げた方針を踏まえ、第３に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとして、次の第２表及び第３表のとおりとする。

第２表　木材供給量の目標

（単位：百万㎥）

	（実績）平成26年	（目標）平成32年	（目標）平成37年
木材供給量	24	32	40

第３表　用途別の木材利用量の目標

（単位：百万㎥）

	利用量			総需要量		
	（実績）平成26年	（目標）平成32年	（目標）平成37年	（実績）平成26年	（見通し）平成32年	（見通し）平成37年
製材用材	12	15	18	28	28	28
パルプ・チップ用材	5	5	6	32	31	30
合板用材	3	5	6	11	11	11
燃料材	2	6	8	3	7	9
その他	1	1	2	1	2	2
合計	24	32	40	76	79	79

注１：用途別の利用量は、百万㎥単位で四捨五入している。
２：「燃料材」は、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。
３：「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。

第３　森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1　森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。その際には、流域保全の観点から河川事業等の国土保全に関する施策との連携を、また、自然環境の保全の観点から自然公園事業等の環境保全に関する施策との連携を図る。

⑴　面的なまとまりをもった森林経営の確立

小規模零細な所有構造にある我が国の森林において、森林の多面的機能の発揮を確保していくためには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。しかしながら、森林所有者の高齢化や相続による世代交代が進む中、経営意欲・所有意思のない森林所有者が増加し、所有者の特定が困難又は非効率となる森林が多数存在するといった課題が顕在化し始めている。このような課題に適確に対応することなくして、持続的に森林を経営していくことは困難であることから、次の施策を推進する。

①　森林施業及び林地の集約化

森林経営計画に基づく森林施業を一層推進するため、引き続き、森林所有者・境界の明確化等による施業集約化と意欲ある者への長期的な施業委託、森林施業と一体となった森林作業道の整備を支援する。加えて、面的なまとまりを既に有している森林において適切な施業が行われるよう、所在不明の共有者が存在する森林における施業の促進、生産森林組合の活性化等を図る。経営意欲の低下した所有者等の森林については、森林組合系統による保有・経営の円滑化を図る。さらに、公有林化を推進すること等により、いわば林地の集約化を図る。このほか、民有林と国有林との連携による森林共同施業団地の取組を推進する。

②　森林関連情報の整備・提供

森林関連情報については、リモートセンシングやクラウド等のＩＣＴの活用を進め、森林資源情報等の精度向上を図る。また、新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の適正な運用や関係行政機関の間及び内部での当該情報の共有、施業集約化に取り組む者に対する長期の施業委託等に必要な情報提供を進める。加えて、市町村における森林の土地の所有者等の情報整備を促進する。

持続的な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、森林土壌や生物多様性等の森林経営の基準・指標に係るデータを継続的に把握するための森林資源のモニタリングを引き続き実施し、データの公表・活用を進める。